

熊本市長の給料の特例に関する条例の制定について

熊本市長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長の給料の特例に関する条例

令和 8 年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの期間における市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例(昭和 3 1 年条例第 2 6 号)第 2 条の規定にかかわらず、1, 2 0 7, 0 0 0 円とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日限り、その効力を失う。

(提出理由)

市長の給料の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。